

○支部長から理事長に協議すべき事項の指定
について

〔昭和42年12月1日地基第5号〕
各支部長あて 理事長

第1次改正	昭和45年4月7日地基補第189号
第2次改正	昭和47年7月14日地基補第317号
第3次改正	昭和48年10月31日地基補第478号
第4次改正	昭和48年11月28日地基補第543号
第5次改正	昭和52年6月14日地基企第36号
第6次改正	昭和57年9月30日地基企第33号
第7次改正	平成4年9月1日地基補第168号
第8次改正	平成6年7月6日地基補第92号
第9次改正	平成7年9月1日地基補第159号
第10次改正	平成8年3月31日地基補第128号
第11次改正	平成15年9月24日地基補第154号
第12次改正	平成16年4月19日地基補第104号
第13次改正	平成17年6月1日地基補第164号

標記については、地方公務員災害補償基金業務規程（以下「業務規程」という。）
第4条第3項の規定に基づき、理事長が別に定めるもののほか、その取扱いが困難であると支部長の認めた公務災害の認定、通勤災害の認定、障害等級の決定、傷病等級の決定、特殊公務に従事する職員の特例、休業補償等の制限等の事項に関して支部長においてその決定をされる前に、当該決定案に一件資料を付し、理事長に協議いただくこととしたので、通知します。（第13次改正・一部）